

# 農業土木を 支えてきた人々

## 富樫用水開削の功労者 枝権兵衛

中 島 均\* 杉 浦 敬 孝\*

### I. はじめに

石川県最大の穀倉地帯である加賀平野は、石川郡鶴来町を扇頂として、手取川を中心に、北は伏見川、南は梯川に囲まれた、耕地面積 11,000 ha の地域で、金沢市他 9 市町村にまたがっている。

この手取扇状地は用水源を古くより手取川に求め、右岸にあっては、富樫、郷、中村、山島、大慶寺、中島、新砂川の 7 つの用水が、左岸にあっては、上郷、下郷の 2 つの用水が、それぞれ独自の取入口を有し、水利組織を持っていた。これらの用水中、右岸地区の一番東側に位置して、最も上流から取水していた富樫用水の取水口を開削したのが枝権兵衛翁である。

手取川は、その源を霊峰白山 (2,702 m) に発し、尾添川、瀬波川、大日川、直海谷川を合流し、鶴来から平野部を貫流して日本海に注いでいる。流域 809 km<sup>2</sup>、流路延長 72 km の 1 級河川で県内最大の河川である。古くは、現在の河道より北側を流れ、氾濫、移動を繰り返しながら西南方に移り、その南限にある現在の河道に固定したものとみられる。流域の年間雨量は平均 3,000 mm であるが秋冬間に多く、なかでも冬期の積雪が多いため融雪期の 4、5 月は流量が豊富である。しかし、春から夏にかけては降雨は比較的少なく 7、8 月は渇水する場合が多い。ちなみに、計画洪水量は鶴来地点で 6,000 m<sup>3</sup>/s、渇水量 20 m<sup>3</sup>/s である。

このような河川から 9 つ (右岸 7 つ、左岸 2 つ) の用水が、それぞれ別々に取水しているので渇水時において下流に位置する各用水は水不足を起し、上下流の用水をめぐって水利紛争が絶えなかった。また、各取水施設は出水のたびごとに流失、破壊するため、修築工事に毎年多大の費用を費した。そこで、明治 28 年 (1895 年) になり合口計画が作られ、右岸にあっては 7 つの用水取水口

を富樫用水取水口に合口した。明治 31 年 (1898 年) に着手し、同 36 年 (1903 年) に完成し、その名称を七ヶ用水と称した。左岸は従来の最上流の取水口よりさらに 1,000 m 上流にある天狗山の左岸に取水口を開削して合口とした。明治 31 年 (1898 年) に着手し、同 32 年 (1899 年) に完成し、宮竹用水と称した。

昭和 12 年 (1937 年) にいたり、手取川の水を利用して発電を行うこととなり白山発電所が設立された。その際、発電用水の取水用として、七ヶ用水取水口の上流約 800 m の地点に白山堰堤が構築された。この発電所の放水路の末端を七ヶ用水に連結し、この結果七ヶ用水取水口からの直接取水量は約 1/2 となった。

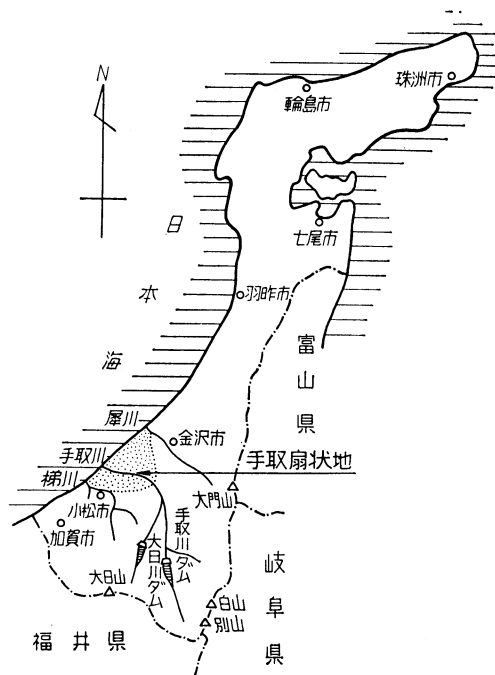


図-1 位置図

\* 石川県農林水産部耕地建設課(なかじま ひとし, すぎうら よしのり)

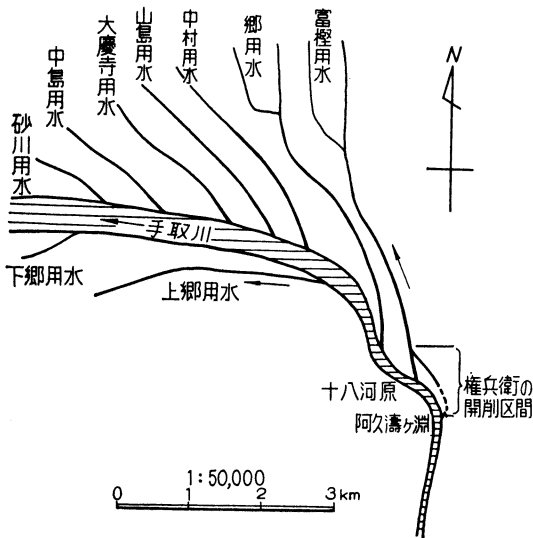


図-2 明治30年以前の取水形態

その後、河床の低下、流心の移動により、取水が不安定となったので昭和19年(1944年)に戦時食糧増産対策の一環として農地開発営団(同営団は昭和22年(1947年)閉鎖され、本事業は農林省が引継ぎ国営事業となった)により手取川沿岸農業水利事業(国営手取川第1地区)に着手することとなった。この事業は白山堰堤のかさ上げ、取水口、導水路の新設、左岸宮竹用水取水口の新設、トンネルの拡張、ならびに幹線用水路の改修であり、昭和26年(1951年)完成した。

手取川は自然流量の豊渇の変動が大きいので昭和27年(1952年)になり、農林省は手取川沿岸農業水利事業(国営手取川地区)として、大日川にダムを建設した。大日川ダムは堤高60m、堤長238m、有効貯水量23,900千 $m^3$ で灌漑用水の補給の他、防災、発電をも目的とした多目的ダムで、昭和43年(1968年)に完成している。

この国営事業の付帯県営事業(県営手取川地区)として、七ヶ用水、宮竹用水の取水を白山堰堤に統合一本化し逆サイホン工によって宮竹用水側へ分水することとなった。七ヶ用水、宮竹用水の関係は七ヶ用水取入口が宮竹用水取水口より上流に位置していたため、七ヶ用水優位で昭和17年(1942年)の配水契約書では分水比7:1であったが本事業により分水比3:1の面積比に改定された。本事業は昭和26年(1951年)に着手し、昭和47年(1972年)に完成し、現在の取水形態となった。

## II. 時代背景と権兵衛の生いたち

権兵衛は今から173年前の文化6年(1809年)1月15

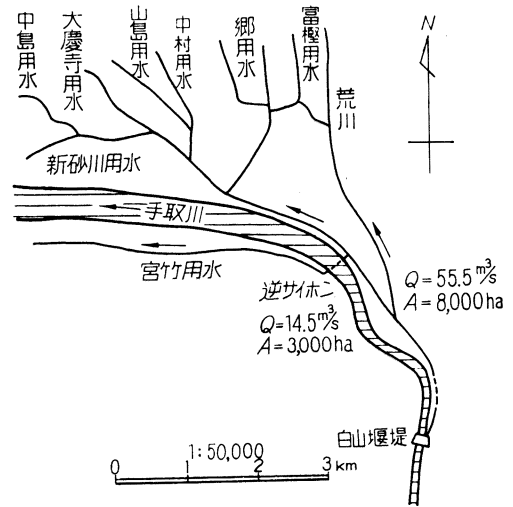


図-3 現在の取水形態

日石川郡坂尻村、現在の鶴来町坂尻町で生まれた。世はまさに徳川幕府の末期であり、明治維新に向って社会情勢は時々刻々と変る時代であった。

これをさかのぼること209年前、慶長5年(1600年)前田家は関ヶ原の戦いにより、加越能三州119万2,760石を領有し、ここに加賀百万石が成立した。その後、富山、大聖寺兩藩を成立させる等多少の変化はあったが江戸時代の270年をすぎ明治を迎えるまで、石川県は前田家の領有となっていた。

この加賀藩の農政の基本をなすものは加賀藩独自の改作法という制度であった。改作法を簡単に述べると、まず検地を行い、田、畑、屋敷等の面積を確定し、それに収穫高を加味して草高を定めた。これに免(税率)を定め、多少の豊凶にかかわらず一定の年貢米を収納する定免制とした。また知行地(自分の家臣に与えた土地)を持つ家臣も勝手に免を決めず、藩で定めた免により、藩の機関で収納させ、給人(知行地を与えられた家臣)が直接農民を支配するのをなくした。この改作法施行により、藩は年貢の増収をはかり、藩政の基礎を固めたものである。

加賀藩の地方を支配する機構として、金沢城内に御算用場があり、その下に郡奉行、改作奉行があった。郡奉行は主として治安が職務であり、年貢、土地等農業に関しての事務は改作奉行が扱った。

郡奉行、改作奉行の下に百姓身分の十村がいた。初期の十村は文字通り10カ村程度を支配する役であり、その地方の土豪的な性格のものであった。承応2年(1653年)改作法施行により、十村は年貢米の収納にあたり、

他藩でいう大庄家と代官を兼ねたような加賀藩特有の村支配機構となった。余談になるが、現在石川県内に十村家として、羽咋郡押水町の喜多家と羽咋郡志雄町の岡部家が残っている。十村の支配した村を十村組といい、権兵衛の坂尻村は林組に属し、林組は38カ村、2万2,060石であった。

村は藩政の最末端行政区域であり、肝煎、組合頭、百姓惣代の村役人がいた。肝煎は咋を治める最高責任者で自分の村から適任者を選び、十村を經由して改作奉行に任命願いを出した。

この十村制は文政4年(1821年)一時廃止となったが、すぐに復元し、明治3年(1870年)まで続いた。

その後、数カ村が連合した、区制が施行され、戸長役場が置かれた。明治22年(1889年)町村制施行に伴い、坂尻村は林村の1区となり、昭和29年(1954年)町村合併により鶴来町坂尻町となった。

免は本税として、年貢米を収納する上納と、上納を運搬する人夫賃である夫銀と、俵から米がこぼれる欠米を補う口米とでなっていた。上納は草高の60~65%であり、口米、夫銀を合わせると、草高の75~80%という高率であった。その他の税に産業税として、小物成があり、それ以外にも郡打銀があった。郡打銀は主として土木工事に使われるものであり、元禄8年(1695年)には郡打銀から用水打銀を分離した。郡打銀を使用する普請を御普請といって百姓が手前で行う普請と区別した。また用水の管理者として、井肝煎が置かれた。

権兵衛家の家高は嘉永4年(1851年)でみると、70石(坂尻村総禄高419石、百姓49戸、平均家高9石)であった。権兵衛家ではその他、七木商売(戦争、災害等の用材とするため、藩で加賀七木として松、杉、楓、檜、檜、唐竹を保護し許可をして売買させた)、油製造業(石川郡は領内の菜種の90%以上の生産があり、この菜種は灯油、肥料として生活必需品であった)、石灰商(石灰は肥料として使われ、権兵衛は石灰方御役人となっていた)を行っていた。これから、権兵衛家は豪農に加え豪商であったことがうかがえる。文化5年(1808年)には道法寺村百姓の娘くめが年貢不足のため権兵衛家に奉公にきている。

さて、権兵衛であるが、幼い頃から聡明で年とともに時世を達観し、将来を洞察する才能を発揮した。そして、常に村民を指導し、その福利増進に務めたので、文政8年(1825年)17才の時選ばれて肝煎となった。その後、御収納皆済方、村惣代、井肝煎、小学校雑務係、副戸長、戸長等の公職を歴任し、明治11年(1878年)一切の公職から退いた。明治13年(1880年)2月坂尻村で永

眠した。ときに72歳であった。権兵衛は村人たちの面倒を実によくみたようで、村人から旦那さま、旦那さまと慕われたという。なお、枝姓については明治4年(1871年)戸籍法の施行からであり、藩政時代は坂尻村権兵衛であった。

権兵衛は公職を退くまでの50有余年の間、教育の振興、文化の発展、産業の開発等地域社会のために尽した実績は枚挙に暇がないが、中でも富樫用水の開削と小学校校舎の新築が生涯を通じての二大事業といえよう。

富樫用水の開削については次章に譲るとして、小学校校舎の新築工事について述べる。明治6年(1873年)初めて七原村に学校が置かれた。明治になったとはいえ一般農民の教育に対する考えはとぼしかった。その上、坂尻村からの通学距離が遠く日とともに欠席するものが多くなった。それで明治7年(1874年)権兵衛は自己の所有地に私財をもって小学校を新築し、坂尻小学校と称した。明治25年(1892年)小学校令改正により教育事務は自治体に移り林村立尋常小学校となった。現在は、鶴来町立明光小学校となり、その校庭の一画に枝権兵衛翁の石像が立っている。

### III. 富樫用水の開削

富樫用水は元来、石川郡鶴来村通称十八河原において手取川より取水し、39カ村にわたり、面積1,800町歩、草高17,000石有余の水田を灌漑していた。しかし、手取川独特の流況もさることながら、その取水口の位置が適当でなかったことにより、毎年、降雨の際は堰堤が破壊され、また渇水期には取水不能となり、農作物に被害が続出する有様であった。

このころの富樫用水の管理組織としては、その江下を上、中の郷、下の郷の3つの区域に分け、各郷ごとに1人の井肝煎を置き用水に関する一切の事務を管理していた。権兵衛は上の郷の井肝煎であったので、農民の中には権兵衛を非難する者もあった。権兵衛は農民のこ



写真-1 枝権兵衛翁の石像

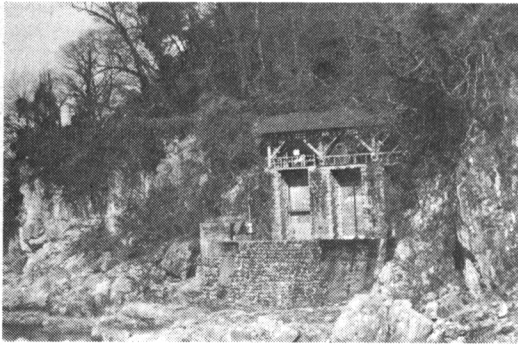


写真-2 七ヶ用水合口



写真-3 白山堰堤

とを深くうらい、日夜対策を考えた結果、その原因が取水口の位置にあることを発見した。それから、毎日、毎日、現地の地勢を踏査し、上流の安久瀞ヶ森<sup>あくとがもり</sup>の下の安久瀞ヶ淵の岩石層を掘抜き、通水すれば万全であるとの確信を得た。

この安久瀞ヶ森の地層は粗面岩という岩盤で、手取川の水がこの岩石に突き当たる所は碧く渦を巻き、深き淵をなしていた。この淵より岩盤を掘抜き、取水口に完全なる閘門を設け、その開閉により通水を自由に調節できる設備を作れば、本川減水の時でも閘門を開ければ水は勢いよく流込み、また洪水時には閘門を閉めれば水の流込む心配はなく、安全な取水口となることは確実であった。しかし、この岩盤を掘抜く工事は多大の労力と多額の経費を要する大事業であった。

権兵衛は当時、材木商、油製造業を営んでいたもので、その関係で加賀藩産物方の役人に面識者が多く、特にその時の実力者小山良左衛門とは親しかった。そこで、莫大な資金の用達を加賀藩に仰ぐ外はないと、小山氏を訪れ、農民の窮状を訴え援助を仰いだ。小山氏は識見豊かな武士で一農民の権兵衛の意見を傾聴し、実地調査を行い「この工事の機会に同用水荒川筋を運河に改修して舟運の便を図りたし」と目的は異なるが権兵衛の事業に全面的に協力を約したのである。

やがて、綿密な測量が行われ、加賀藩の正式許可も出て、慶応元年(1865年)2月工事に着手した。ときに権兵衛57歳であった。

この工事の計画は白山村(現在の鶴来町白山町)地内阿久瀞ヶ森の下阿久瀞ヶ淵より延長170間の間トンネルを掘抜き鶴来村九重塔にいたり、これより下流鶴来村古町まで400間の掘割工事をし、古町にて元の十八河原より取水していた水路と連結するものであった。また下流二万堂まで三里余にいたる間富樫用水荒川筋の川幅を広げ、川底を掘下げ、さらに二万堂より米泉、泉を経て金

沢石坂町にいたる運河を開削して、灌漑用水と合せて舟運の便を図るものであった。

穴掘り人夫は、越中国青嶋地方より雇い入れ、その補助土工および下流の改修工事の土工は江下より賦役によることとし、工事費は錢6万貫(文政7年(1824年)の貨幣価値について、米1石=銀74.5文匁、銀1文匁=錢0.1貫とあり、米1石=5万円とすると、錢6万貫=4億円となる。ちなみに、金1両=銀64.5文匁である)の予定で、その半額を藩が補助し、残り半額は江下39カ村の負担と定められた。

さて、工事に着手したが予想外の難工事で工事はなかなか進まなかった。その上、時あたかも維新直前であり、世情騒然たる時代で藩の補助もままならず、ことに確定的に予定していた江下からの負担金および賦役は難工事であり、到底見込みのない無謀な工事であるとの理由にて集まらなかった。権兵衛は江下各村を訪れて、人夫の供出と資金の調達にとびまわったが、応ずる者はなく、私財を使用し、また良左衛門は産物方より藩銭を融通して工事の進捗を図った。

工事は1日も早く完成させたいという考えで、上下両方面から同時に掘り始め、中央で一致貫通する計画であったが設計の誤りか、土工の失敗か、その一致点で違いを生じ工事の仕直しを余儀なくされた。また当初予定の工事を終り通水を試みた所、底が高かったのか、流入する水量が予想より少なく再調査して工事を進めた。

このように、幾多の困難と障害を排して、明治2年(1869年)5月、5年の歳月を要した工事も遂に完成した。夢にまで見た待望の手取川の水が水門を通り音をたてて用水路に流れこむ瞬間の権兵衛の感激はいかばかりであったろうか。いまにして思えば、のみ、つるはし等幼稚な道具でこの難工事を成功させたことは驚異に値するものであり、権兵衛の信念、忍耐力、政治力にただ、ただ頭がさがるのである。

取水口は5条からなり、これを1番窓より5番窓と順次呼ぶこととなっていた。1番窓は最も上流にあって、これが本取水口であり、これより下流5番窓までは補助取水口であった。この4条の補助取水口は初め工事の穴掘りの時の岩石を運び出すための近道として作られたが後に取水口に改修したものである。

後年、明治31年(1898年)七ヶ用水合口工事に際して、同29年(1896年)8月の手取川大洪水の時も何らの異状も感じられなかった富樫用水取水口の位置の正しさに驚くとともに、この地点を七ヶ用水合口とした。この時富樫用水江下農民は「完全なる取水口を有し、水禍、干害の憂なき用水路を持っているのに何で合口工事の工費を分担する必要があるのか」と合口工事に反対したという。

#### IV. おわりに

富樫用水が完成した後のある年、金沢営所(後の歩兵7連隊)の兵舎建築がはじまり、その用材を鶴来奥の山村を伐採し、手取川に流し、富樫用水が完成したので請負業者は官憲の権力を背景に富樫用水の無断利用を決定した。ところが流木は用水路のいたるところで停滞し、通水を阻害し、堤防までも破損し、その被害は少なくなかった。当時の堰番森田九兵衛氏はこの様子に驚き急を上の郷の委員(十村制廃止後井肝煎は用水委員となる)権兵衛に告げた。権兵衛は即座に「それは大変、早急に人夫を雇って流木を陸にあげよ。責任は私が負う」と言明した。九兵衛は急ぎ人夫を雇い流木を引揚げた。この事を知った請負業者は大いに怒り「お上の用材を勝手に引揚げ営所の建築工事を邪魔をする如き行為は不届千万なり」とお上風をふかして追求したが九兵衛も憶せず「いかにお上の事業であっても、用水を勝手に利用して、大きな損害を与えたのは穏当でない」と双方大激論となったとき、急を聞いて駆けつけた権兵衛は静かに双方の仲に割って入り「用水側としては敢えて、お上の仕事をさまたげるつもりはないが火急の措置として致し方なかったのだ。いまここで君たちと喧嘩しても解決する問題ではない。私が直接お上と交渉して解決を計る」といって業者を引きとらせた。権兵衛は早速建設事務所に出頭し、用水側の立場を堂々と主張したのであるが、その理路整然とした説明に建設事務所側も兜をぬぎ用水路復旧費ならびに用材引揚げのための人夫賃も支払うことを約束し、この事件も円満に解決したのである。これは権兵衛が権力に屈せず、農民の立場を堂々と主張した一例である。

下流二万堂より金沢石坂にいたる運河の開削は遂に果

せなかったが、二万堂までは舟を通わせた。しかし、灌漑用水であるためいたる所に堰を設けて分水するので灌漑期は舟を通すことができなかった。また非灌漑に堰をはずしても落差の大きい所では舟の両方に綱を結びつけて舟を引揚げる等不便であり、舟運はわずか3年で廃止となった。

富樫用水が完成し用水に悩まされなくなった江下農民は権兵衛の勧誘に応じなかったことを後悔し、この工事の完成は人の力にあらず神力である。すなわち、小山、枝両氏は神の化身であると崇め、良左衛門は龍天護法大善神、権兵衛は白山妙理大権現の権化であると信仰し、その名号に名をかり御神体として安置し毎年2回、春秋の祭典には江下農民により祭事が行われていたが歳月を経ると共に何時ともなしにすたれてしまった。

また、江下農民は負担金の支払についても考えたが、何分にも多額の負担であるので一時に出すことができなかった。それで権兵衛は年賦支払いをなすことを協定し、良左衛門に告げようと同氏宅を訪れたところ、良左衛門は藩銭を融通したことにより進退に窮し、行方不明となっていた。後年、明治25年(1892年)時の富樫用水管理者、富奥村村長藤村嘉平氏が小山、枝両氏の紀功碑を建設すべく良左衛門の遺族の所在につき調査したが不明であった。枝家の方は子小三郎、孫外間、曾孫稍と続き、現在稍の子実氏が金沢市幸町に在住している。

手取の水の変遷と枝権兵衛翁について述べてきた。これから考えるに、権兵衛翁はその農業土着的見識もさることながら、先見性と政治力を持った農村地域社会の指導者のように思われる。昨今、農業に対する意見は米の過剰、財政再建等により大へんきびしいものが多い。一方農村は混住化が進み、従来農村をささえてきた協同活動は弱まっている。また水資源も経済活動の高度化とともに逼迫しつつある。このように、現在農業を取巻く環境の変化は著しく、農業は転換期にあると思われる。土地と水を一番多く占有している農業もまた、これからは積極的に地域社会を指導し、その存在意義を地域に定着させていかなければならないと思う。このような観点で考えると、幕末から維新にかけて、その生涯を農村地域社会のために尽した権兵衛翁の業績はこれからの指導者にとって見直されるべき事であると思う。

#### 引用文献

- 1) 林郷土誌：石川県鶴来町林公民館(1978)
- 2) 郷土の偉人伝：石川県鶴来町林公民館(1954)
- 3) 手取川農業水利事業工事誌：北陸農政局(1968)
- 4) 手取川右岸地域における地域開発と水利用の変遷：北陸農政局計画部(1979)

[1982. 2. 9. 受稿]